



平成25年5月10日

各 位

会 社 名 近畿日本鉄道株式会社  
代 表 者 名 取締役社長 小林 哲 也  
コード番号 9041  
上場取引所 東京・大阪・名古屋（第1部）  
問 合 せ 先 総務部長 松本 昭彦  
T E L 06（6775）3443

#### 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について

当社は、本日開催の取締役会において、平成22年6月25日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様にご承認いただきました「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）」の継続につき、平成25年6月21日に開催する当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）にて株主の皆様にご賛否をお諮りすべく議案を提出することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

本対応方針の有効期間は本定時株主総会終結の時までであることから、当社企業価値については株主共同の利益の確保・向上という観点から、継続の是非も含めてそのあり方について検討してまいりました。その結果、平成20年6月30日に経済産業省の企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容や最近の情勢等を踏まえ、株主の皆様のご賛同を得ることを条件として継続することを決定したものであります。本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただけなかった場合には、本定時株主総会終結の時をもって本対応方針は自動的に廃止されることとなります。

なお、本対応方針の継続にあたり、文言修正等軽微な修正を施している箇所がありますが、本対応方針の実質的内容には変更ございません。

また、社外監査役3名を含む当社監査役5名全員が、具体的運用が適正に行われることを条件として、本対応方針が当社株式の大規模買付行為に関する対応として相当と判断する旨の意見を表明しております。

本日現在、当社が特定の第三者から当社株式の大規模買付行為に関する具体的な提案を受けている事実はありません。平成25年3月31日現在の当社の大株主の株式保有状況は、別紙1のとおりです。

## 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針

### I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）

当社では、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定しており、その内容は以下のとおりであります。

「進取の精神と誠実な企業活動により社会の発展に貢献し、人々の信頼を得たい」との経営理念のもと、鉄道事業における安全性や公共性の確保と、株主、顧客、取引先、従業員などとの信頼関係の維持に十分に配慮し、長期的な視点に立った企業活動を行うことが企業価値向上および株主共同の利益の確保に資すると考える。財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方については、かかる見地から株主自身が判断するものと考えている。しかしながら、当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合において、当該買付行為が株主に十分な情報提供が行われないものであるときあるいは十分な検討期間もないまま行われるものであるとき、また、買付後の経営が鉄道事業における安全性や公共性を脅かすものであるときには、当社取締役会は企業価値および株主共同の利益を毀損する買付行為を防止する方策を採用する。

### II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、平成22年5月に策定いたしました「近鉄グループ経営計画（平成22年度～平成26年度）」に基づき、阿部野橋ターミナルビル「あべのハルカス」が完成する平成26年春に向けての間を「基盤強化期」と位置付け、次に掲げる基本方針の下、事業を進めているところであります。

まず、鉄道の原点である安全の確保と快適な輸送サービスの提供を基本に、当社が創業以来培ってきた経験と沿線の豊かな文化や観光資源を活かし、グループの総力を挙げた事業展開により、沿線の利便性・魅力向上に注力いたします。特に、今秋の伊勢神宮第62回式年遷宮を機に、当社沿線の重要な観光拠点である伊勢志摩地域の活性化に向けた取組みを強化しております。その切り札として本年3月21日に新型観光特急「しまかぜ」の運行を開始したほか、「伊勢志摩ライナー」の全面リニューアルを進め、さらに、近鉄グループのホテル・旅館をはじめ、レジャー施設、バス・タクシー会社などが相互に連携・協力し、同地域の魅力と利便性の向上を図ってまいります。

本年6月、近鉄百貨店「あべのハルカス近鉄本店」が一部先行開業する「あべのハルカス」については、来春のグランドオープンに向け、当社グループのシンボルタワーとして一層の認知度向上と集客力強化、各施設の連携による相乗効果の発揮を推進いたします。

次に、少子高齢化・人口減少など市場の変化に対応すべく、全事業において適正な利益を確保するために、構造改革を着実に進めます。住まい・子育て・介護等の暮らしに関する高品質な各種サービスを総合的に提供する生活者支援事業のほか、農業ビジネスや太陽光発電事業など収益基盤の確立に向けた事業創出を図り、新たな成長戦略を描くとともに、沿線価値の維持・向上に努めます。

グループ経営につきましては、戦略機能と管理機能を強化し、グループの総合力を高める施策や再編を進めております。特に旅行業におきましては、本年1月に近畿日本ツーリスト株式会社とクラブツーリズム株式会社とが経営統合し、持株会社としてKNT-CTホールディングス株式会社が発足いたしました。両社がそれぞれの特徴を融合することで、国内のみならず、海外でも活躍する強い旅行会社として、グループ全体の企業価値向上に大いに貢献するものと期待されます。

当社は、明治43年9月、大阪と奈良とを鉄道で結ぶ奈良軌道株式会社として発足し、現在は近畿東海2府3県において鉄道事業を営むとともに、沿線の社会、経済の発展に貢献するため、運輸事業、不動産事業、流通事業、ホテル事業、レジャー事業など、様々な事業を展開し、近鉄グループの事業基盤を拡大、強化してまいりました。近鉄グループでは、これらの事業を相互に有機的に組み合わせることで、沿線価値の向上とあいまって企業価値を向上させることを経営の根幹としております。このことが近鉄ブランドに対する信用を醸成し、さらに事業間のシナジー効果を高めるという好循環の連鎖を発展させるものと考えております。

このような事業展開においては、次のような長期的な視点に立って企業活動を行うことが重要であると考えております。

まず、グループの中核をなす鉄道事業においては、輸送の安全を確保していくために、長期的な視点からの投資判断と日頃からの地道な取組みの積重ねが大切です。この努力を怠れば大きな事故につながりかねず、お客様に大変なご迷惑をお掛けするとともに、会社に甚大な損害をもたらす、社会の信用も一瞬にして失墜させてしまうこととなります。

次に、グループとしての事業展開においては、顧客、取引先、従業員などの関係当事者との信頼関係を維持していくことが不可欠です。鉄道沿線を中心に地域の生活に関わりの深い不動産、流通、ホテル、レジャーなどの事業を展開し、かつこれらの事業が連携して相乗効果を追求していく企業集団にとって、沿線にお住まいの皆様は顧客であり、取引先であり、また従業員でもあります。近鉄グループにおいては、長期的な視点から沿線価値の向上につながる企業活動を続けていくことにより、地域の皆様から信頼を得ることができ、それが企業価値向上および株主共同の利益の確保につながるものと存じます。

このような考え方にに基づき、近鉄グループでは、「進取の精神と誠実な企業活動により社会の発展に貢献し、人々の信頼を得たい」という、当社の経営理念のもと、積極的に各事業に取り組んでおります。「わたしたちが目指すもの」というこの経営理念を具現化

する方策として、近鉄グループ経営計画を着実に推進するとともに、グループ一丸となって事業基盤の整備・強化に努めていくことが、中長期にわたり当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益の確保に資するものであると考えております。

### **Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

#### **1. 本対応方針導入の目的**

当社取締役会は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合、これに応じるかどうかは、最終的には当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものと考えております。もっとも、株主の皆様へ適切な判断をいただくためには、大規模買付者および当社取締役会等からの十分な情報提供と、株主の皆様が検討を行うに相当な期間が必要不可欠であります。また、当社株式を売却せず継続的に保有するお考えの株主の皆様にとりましても、大規模買付者が指向する、当社の顧客および取引先、関係会社、従業員等の利害関係者との関係についての方針を含む経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であると考えます。しかしながら、近年では株主の皆様への十分な情報提供もなく、あるいは取締役会からの意見表明・代替案の提示などを行う期間もないまま、一方的に大量の株式の買付けが行われる例が見受けられます。そこで、当社は、企業価値向上および株主共同の利益の確保のため、当社株式の大規模買付行為を行う場合の手続についてのルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定め、大規模買付ルールの遵守を買付者等に求めることで、株主の皆様が十分な情報を得られないまま判断を迫られる事態を回避するとともに、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損する買付行為を防止しようとするものです。

#### **2. 独立委員会の設置**

本対応方針においては、当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社株式の大規模買付行為の是非を株主の皆様からの視点から判断するにあたり、企業経営について高度の見識を有しており、かつ当社の業務を執行する経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者で構成するものとし、その人数は3人以上とします。本対応方針継続時の独立委員会の委員には、田邊光政氏（名古屋大学名誉教授、弁護士）、西口廣宗氏（当社社外監査役、株式会社南都銀行取締役会長）および前田雅弘氏（京都大学大学院法学研究科教授）が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙2のとおりです。

独立委員会が企業価値向上および株主共同の利益の確保に照らし、適切かつ効率的に運営されるために、独立委員会は当社の費用で独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等）の助言を得ることができるものとします。これらのプロセスを経て、独立委員会は、当社取締役会に対し、対抗措置発動の是非について勧告を行うこととします。なお、独立委員会における判断基準等を定めた「独立委員会規程」の概要は、別紙3のとおりです。

### 3. 本対応方針の内容

#### (1) 本対応方針の対象となる買付行為

本対応方針においては、下記①または②の条件に該当する買付行為を「大規模買付行為」とし、また当該買付けを行いまたは行おうとする者を「買付者等」として、本対応方針の定める手続の遵守を求めます。買付者等は、本対応方針に従い当社取締役会が対抗措置の発動または不発動の決議を行うまでの間、大規模買付行為を開始してはならないものとします（ただし、大規模買付行為の前に当該買付けにつき当社取締役会の承認がある場合を除きます。）。

大規模買付行為：①当社が発行者である株式等（注1）について、保有者（注2）の株式等保有割合（注3）の合計を20%以上とすることを目的とする買付け  
②当社が発行者である株式等（注4）について、結果として公開買付け（注5）にかかる株式等の株式等所有割合（注6）および特別関係者（注7）の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付者等：大規模買付行為を行いまたは行おうとする者およびその集団

（注1）金融商品取引法第27条の2第3項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注2）金融商品取引法第27条の2第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

（注3）金融商品取引法第27条の2第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

（注4）金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下②において同じとします。

（注5）金融商品取引法第27条の2第6項に規定される「公開買付け」を意味するものとします。以下同じとします。

（注6）金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

（注7）金融商品取引法第27条の2第7項に規定される「特別関係者」を意味する

ものとし、ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

## (2) 大規模買付行為に関する情報提供の要求

当社取締役会は、大規模買付行為に対する株主の皆様の判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要な情報を得るため、買付者等に対し、当該大規模買付行為に関する以下の項目について、当社取締役会が定める書式（以下「買付意向表明書」といいます。）にて、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約と、当社取締役会への日本語による書面での情報提供を求めます。

### 買付意向表明書により情報の提供を求める項目

- ①買付者等の概要（名称、所在地、事業内容、設立準拠法、国内連絡先等を含み、共同保有者（注8）、特別関係者、組合員その他構成員についても同様とします。買付者等以外の第三者との間に当該大規模買付行為に関し意思連絡がある場合には、その旨の記載を要します。）
- ②買付けの目的、方法および内容
- ③買付価格の算定根拠および買付資金の裏付け
- ④買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策など企業価値向上および株主共同の利益の確保に関する方針
- ⑤買付後における当社の顧客、取引先、関係会社、従業員その他の当社の利害関係者の処遇方針
- ⑥その他当社取締役会が株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために合理的に必要と判断する情報

当初提出された情報だけでは株主の皆様の判断および当社取締役会の意見形成のために不十分であると当社取締役会および独立委員会が判断した場合には、当社取締役会は、買付者等に対し十分な情報の提供が完了するまで追加的に情報提供を求めることがあります。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された情報が、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適時適切に情報開示を行います。

また、当社取締役会は、買付者等による情報の提供が十分になされたと認めた場合には、情報提供完了の旨を買付者等に通知するとともに、速やかにその旨を開示するものとし、

（注8）金融商品取引法第27条の2第3項に規定される「共同保有者」を意味するものとし、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。

### (3) 当社取締役会の判断

当社取締役会は、情報提供完了の旨を通知した後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、以下の(i)または(ii)の期間(いずれも初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。

(i) 対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付行為の場合には最大90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間中、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された情報を評価・検討し、当社の企業価値向上および株主共同の利益の確保という観点から、当該大規模買付行為の内容の検討を行います。これらの検討を通じ、また、独立委員会の勧告を最大限尊重して、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、買付者等に通知するとともに、適時適切に株主の皆様の開示いたします。

また、当社取締役会は、必要に応じ、当該買付者等と協議・交渉を行い、株主の皆様に対する代替案の提示を行います。したがって、上記判断の結果、具体的対抗措置を講じることを取締役会が決定した後であっても、買付者等から買付けの根幹に関する事項の変更提案が行われるなど、判断の基礎となった事項に重要な変更が生じた場合には、対抗措置の発動により生じる株主の皆様の権利の確定前であり、かつ株主共同の利益を損なわない場合に限り、当社取締役会は対抗措置の発動の中止を行うことがあります。

### (4) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、対抗措置の発動または不発動に関し、当社取締役会に対して以下のとおり勧告を行うものとします。なお、当社取締役会は、当該勧告の事実およびその概要ならびにその理由その他当社取締役会および独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### (i) 買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合は、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

#### (ii) 買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合

買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合には、独立委員会は、当社取締役会に対して、原則として対抗措置の不発動を勧告することとします。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、例えば以下(a)～(f)に掲げる行為等が意図されており、当該買付けが当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

- (a) 経営参加の意思がないのに、株価を吊り上げて高値で株式を当社および当社関係者に引き取らせる目的で行われる買付け（いわゆるグリーンメーラー）
- (b) 当社を一時的に支配し経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客などを買付者等に移譲させる（いわゆる焦土化経営）目的で行われる買付け
- (c) 経営支配後に、当社資産を買付者等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で行われる買付け
- (d) 経営を一時的に支配し、当社事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額の資産等を処分させ、処分利益で一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価急騰の機会を狙って株式を高値で売り抜ける目的の買付け
- (e) 最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定しあるいは明確にしないで行う公開買付け（いわゆる強圧的二段階買付け）など株主に売却を強要するおそれのある買付け
- (f) 買付者等の提示する買付後の企業価値向上および株主共同の利益の確保に関する方針が、鉄道事業の安全性、公共性、安定性を著しく損なうものである場合の買付け

#### (5) 当社取締役会の決議

当社取締役会は、（４）に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値向上および株主共同の利益の確保という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

#### (6) 本対応方針における具体的対抗措置

##### ①対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記（５）に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙４「新株予約権の概要」に記載のとおりとします。

##### ②対抗措置の発動の中止

当社取締役会は、上記（５）に記載の手續に従い対抗措置の発動を決議した後においても、（i）買付者等が大規模買付行為を中止した場合または（ii）対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値向上および株主共同の利益の確保という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、原則として独立委員会の勧告に基づき、対抗措

置の発動の中止を行うものとします。

対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した後、対抗措置の発動の中止を行う場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の2営業日前までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止することができるものとします。

#### 4. 本対応方針の有効期間と廃止および変更

本対応方針の有効期間は、本定時株主総会にて承認が得られた場合には、平成28年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応方針の変更または廃止の決議がなされた場合には、本対応方針は当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものとします。また、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応方針の廃止の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得たうえで、本対応方針を修正し、または変更する場合があります。

本対応方針が廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います（法令等の改正による文言の変更など軽微な変更は除きます。）。

また、当社取締役の任期は1年となっており、毎年新たに選任された取締役による定時株主総会直後の取締役会において、本対応方針につき廃止を含めて見直しを行います。

#### 5. 本対応方針の妥当性

##### (1) 目的の正当性

本対応方針は、企業価値向上および株主共同の利益の確保という観点から、買付者等からの十分な情報提供と、株主の皆様および当社取締役会が大規模買付行為の是非を検討するのに必要な期間を確保するために定めるものであり、特定の株主または投資家を優遇あるいは拒絶するものではありません。

##### (2) 株主意思の尊重

本対応方針は、株主総会における株主の皆様の意思をもって継続されるものであるとともに、その廃止も株主総会における株主の皆様の意思によって行うことがで

きます。当社取締役の任期は1年となっており、期差選任や解任制限等も採用していないため、株主の皆様の意思を反映しやすい仕組みとなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断を重視していること

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、独立性の高い独立委員会が企業価値向上および株主共同の利益の確保という観点から行った合理的かつ客観的な判断を踏まえて発動される仕組みとなっており、当社取締役会の恣意的判断を排除しております。

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等）の助言を得ることができるとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(4) 合理的な客観的要件を設定していること

本対応方針においては、上記のとおり、大規模買付行為に対する対抗措置は合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設計しており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 対抗措置の相当性

対抗措置として割り当てる本新株予約権ならびにその行使条件についても、事前に本新株予約権の割当条件および割当内容について開示を行うなど、企業価値向上および株主共同の利益の確保に必要かつ相当な範囲内の対抗措置であるといえます。

## 6. 株主の皆様への影響

(1) 本対応方針の継続時に与える影響

本対応方針の継続時点では本新株予約権の割当ては行われませんので、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利・経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本対応方針に基づく対抗措置発動時（本新株予約権の無償割当時）に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定した場合には、別途設定する割当期日における最終の株主名簿に記録された株主（社債、株式等の振替に関する法律第152条第1項に基づき、割当期日に株主名簿に記録されたものとみなされる株主をいいます。以下同じとします。）の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、当社株式1株当たりの価値には希釈化が生じるものの、買付者等を除いた当社株主の皆様の有

する当社株式全体の価値に関しては希釈化が生じず、その法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等は本新株予約権を行使できないため、結果的に買付者等の法的権利または経済的利益に不利益が発生するおそれがあります。

なお、いったん本新株予約権無償割当てに関する決議がなされた後に当該割当てが中止された場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主の皆様は、株価の変動により損失を被る可能性があります。

### (3) 本対応方針に基づく対抗措置発動時（本新株予約権の無償割当ておよび行使時）における株主の皆様の手続

本新株予約権の割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

なお、当社が取得条項を付した本新株予約権取得の手続をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれては、本新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込み等の手続は不要となります。

以上のほか、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てに関する決議を行った後、株主の皆様に対し、本新株予約権の行使の方法、当社による取得の方法等の詳細について、法令および金融商品取引所規則に基づき、適時適切な開示を行いますので、当該開示の内容をご確認ください。

(以 上)

(別紙1)

当社の大株主の株式保有状況

(平成25年3月31日現在)

(位、株、%)

順位	株主氏名	所有株式数	割合
1	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	65,680,000	3.83
2	日本生命保険相互会社	58,314,554	3.40
3	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	40,202,000	2.34
4	株式会社三菱東京UFJ銀行	39,746,657	2.32
5	SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	31,983,100	1.86
6	三菱UFJ信託銀行株式会社	22,728,232	1.32
7	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	16,524,000	0.96
8	明治安田生命保険相互会社	16,291,941	0.95
9	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	15,995,000	0.93
10	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	15,046,000	0.87

(以上)

(別紙2)

### 独立委員会の委員のご紹介

田邊光政（たなべみつまさ）：名古屋大学名誉教授、弁護士  
（昭和12年7月22日生）

〔略歴〕

昭和54年 4月 神戸学院大学教授  
平成 4年 3月 同 上 退職  
平成 4年 4月 名古屋大学教授  
平成12年 3月 同 上 退官  
平成12年 4月 大阪学院大学教授  
平成14年 9月 弁護士（現在）  
平成16年 4月 大阪学院大学法科大学院教授（現在）

西口廣宗（にしぐちひろむね）：当社社外監査役、株式会社南都銀行取締役会長  
（昭和11年9月3日生）

〔略歴〕

昭和34年 4月 株式会社南都銀行入行  
平成 8年 6月 同行専務取締役  
平成 9年 6月 同行取締役頭取  
平成20年 6月 同行取締役会長（現在）  
平成20年 6月 当社監査役（現在）

前田雅弘（まえだまさひろ）：京都大学大学院法学研究科教授  
（昭和33年8月3日生）

〔略歴〕

昭和62年 4月 京都大学法学部助教授  
平成 4年 4月 京都大学大学院法学研究科助教授  
平成 8年 4月 京都大学大学院法学研究科教授（現在）

※ 上記3氏と当社の間には、特別の利害関係はございません。

※ 前田雅弘氏は、新任の独立委員就任予定者であります。

(以 上)

## 独立委員会規程の概要

### 1. 独立委員会の委員

独立委員会は、当社社外取締役、当社社外監査役または社外有識者から3名以上で構成されます。なお、委員の任期は、原則として1年といたします。

### 2. 決議要件

独立委員会における決議は、委員の過半数をもって行います。

### 3. 独立委員会の権限

独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議のうえ決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告します。独立委員は、かかる勧告を行うにあたっては、当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、専ら自己または当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならないこととしております。

- ①本対応方針に係る対抗措置の発動の是非
- ②本対応方針に係る対抗措置の発動の中止
- ③本対応方針の廃止および変更（法令等の改正による文言の変更など軽微な変更は除く。）
- ④その他本対応方針に関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項

### 4. 独立委員会の判断基準

独立委員会は、以下の事由の一に該当し、かつ買付者等に対する具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行うことが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して具体的対抗措置を発動するよう勧告します。

- ①買付者等が、必要な情報の提供を拒むなど、本対応方針に定める大規模買付ルールを遵守しない場合
- ②買付者等の提案等の内容から、当該買付者等による当社株式の買付けが例えば次に掲げるいずれかの類型に該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合
  - (a) 経営参加の意思がないのに、株価を吊り上げて高値で株式を当社および当社関係者に引き取らせる目的で行われる買付け
  - (b) 当社を一時的に支配し経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客などを買付者等に移譲させる目的で行われる買付け
  - (c) 経営支配後に、当社資産を買付者等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で行われる買付け
  - (d) 経営を一時的に支配し、当社事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額の資産等を処分させ、処分利益で一時的な高配当をさせるか、一時的な高配

当による株価急騰の機会を狙って株式を高値で売り抜ける目的の買付け

- (e) 最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定しあるいは明確にしないで行う公開買付けなど株主に売却を強要するおそれのある買付け
- (f) 買付者等の提示する買付後の企業価値向上および株主共同の利益の確保に関する方針が、鉄道事業の安全性、公共性、安定性を著しく損なうものである場合の買付け

(以 上)

## 新株予約権の概要

### ① 割当対象株主

本対応方針における新株予約権の無償割当てに関する決議（以下「新株予約権無償割当決議」といいます。）を行う時に当社取締役会が定める日（以下「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の保有する当社株式を除きます。）1株につき1個の割合で、新株予約権を割り当てます。

### ② 目的とする株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

### ③ 割当総数

割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、当社の保有する当社株式の数を除きます。）を上限とします。

### ④ 行使に際して出資される財産

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は新株予約権の行使により交付される株式1株あたり1円とします。ただし、後記⑧に記載の取得条項に基づき、当社が新株予約権取得の手続をとる場合、取得の対象となる新株予約権の所有者は、払込みを行うことなく、かかる取得の対価として当社株式を受領することになります。

### ⑤ 行使条件

(1)特定大量保有者（注9）、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者（注10）、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者（注11）（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、新株予約権を行使することができません。

### ⑥ 譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

### ⑦ 行使期間

新株予約権の行使期間については、新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定めるものとします。ただし、後記⑧に記載の取得条項付新株予約権を割り当てての場合には、原則として新株予約権の行使は予定されません。

### ⑧ 新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する新株予約権を取得し、これと引換えに対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとし、また、新株予約権の取得条件の詳細については、新株予約権無償割当決議において別途定めるものとし、また、

⑨その他

当社による新株予約権の取得事由その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとし、また、

(注9) 当社が発行者である株式等の保有者で、その保有株式等の株式等保有割合が20%以上である者、またはこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値および株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととし、また、

(注10) 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとし、また、以下本注において同じとし、また、）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「買付け等」を意味するものとし、また、以下本注において同じとし、また、）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含まず。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、またはこれに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値および株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととし、また、

(注11) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

(以 上)